

◎ 建築士法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
（定義） 第二条 〔略〕 2 3 4 〔略〕 5 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者であつて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める機関に登録されたものをいう。 6 7 8 〔略〕 〔削る〕 9 10 〔略〕 （一級建築士でなければならない設計又は工事監理） 第三条 〔略〕 一 二 四 〔略〕 2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕（建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）若しくは大		（定義） 第二条 〔略〕 2 3 4 〔略〕 5 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。 6 7 8 〔略〕 9 この法律で「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」とは、それぞれ建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。 10 11 〔略〕 （一級建築士でなければならない設計又は工事監理） 第三条 〔略〕 一 二 四 〔略〕 2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又

規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合には、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

第二章 免許等

（建築士の免許）

第四条 〔略〕

2 一級建築士の免許は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 〔三〕 〔略〕

四 設計その他の国土交通省令で定める実務の経験（以下この号において単に「実務の経験」という。）を有する次のイ又はロに掲げる者であつて、その実務の経験の期間のうち二級建築士としての実務の経験の期間が二年以上であるもの

イ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（第四項第二号及び第十五条において「高等学校等」という。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後実務の経験を六年以上有するもの

は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

第二章 免許等

（建築士の免許）

第四条 〔略〕

2 一級建築士の免許は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 〔三〕 〔略〕

四 二級建築士として設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を四年以上有する者

ロ 実務の経験を八年以上有する者

五 〔略〕

3 〔略〕

4 二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれその免許を受けようとする都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校（第十四条及び第十五条において「大学等」という。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 高等学校等において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有する者

三 〔略〕

四 建築実務の経験を四年以上有する者

5 〔略〕

（一級建築士試験の受験資格）

五 〔略〕

3 〔略〕

4 二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれその免許を受けようとする都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有する者

三 〔略〕

四 建築実務の経験を七年以上有する者

5 〔略〕

（一級建築士試験の受験資格）

第十四条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 大学等において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

- 二 大学等に在学する者のうち、一級建築士試験が行われる日の

属する年度の末日までに当該大学等を卒業する見込みがある者

（同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であつて、当該大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

- 三 〔略〕

- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）

第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 大学等又は高等学校等において、国土交通大臣の指定する建

第十四条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

〔新設〕

- 二 〔略〕

- 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）

第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中

築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 大学等又は高等学校等に在学する者のうち、二級建築士試験が行われる日又は木造建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等又は高等学校等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であつて、当該大学等又は高等学校等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築実務の経験を二年以上有する者

（設計受託契約等の内容）

第二十二条の三の三 設計受託契約又は工事監理受託契約（建築士が行う設計又は工事監理に係るものに限る。以下この条において同じ。）の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校又は旧中等学校令による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

〔新設〕

二 都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

三 建築実務の経験を七年以上有する者

（延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容）

第二十二条の三の三 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一〇六 〔略〕

2 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

〔削る〕

3 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前二項の規定

による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

4 〔略〕

(適正な委託代金)

第二十二条の三の四 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第二十五条に規定する報酬の基準に準拠し、及

一〇六 〔略〕

2 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなして前二項の規定を適用する。

4 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 〔略〕

(適正な委託代金)

第二十二条の三の四 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第二十五条に規定する報酬の基準に準拠した委

ひ第二十四条の十に規定する見積書の内容その他の当該設計受託契約又は工事監理受託契約に係る事情を考慮して、その設計又は工事監理の委託の内容に応じた適正な委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

(保険契約の締結等)

第二十四条の九〔略〕

(設計等の業務の見積り)

第二十四条の十 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に係る契約を締結しようとするときは、報酬の算定の根拠を明らかにするための見積書を作成するよう努めなければならない。

(監督処分)

第二十六条〔略〕

一 三〔略〕

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第三項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のい

託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

(保険契約の締結等)

第二十四条の九〔略〕

〔新設〕

(監督処分)

第二十六条〔略〕

一 三〔略〕

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のい

ずれかに違反したとき。

二
十
〔略〕

3
・
4
〔略〕

ずれかに違反したとき。

二
十
〔略〕

3
・
4
〔略〕

○建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 〔略〕 2 〔略〕 3 この法律の施行の際現に平成十八年旧建築士法第十四条第四号の規定による国土交通大臣の認定を受けている者は<u>建築士法</u>第四条第二項第五号及び<u>第十四条第四号</u>の規定による国土交通大臣の認定を受けた者と、この法律の施行の際現に平成十八年旧建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けている者は<u>建築士法</u>第四条第四項第三号及び<u>第十五条第三号</u>の規定による都道府県知事の認定を受けた者とみなす。 4 ～ 6 〔略〕 7 平成十八年改正法施行日前における二級建築士としての実務の経験は<u>建築士法</u>第四条第二項第四号に規定する二級建築士としての実務の経験と、平成十八年改正法施行日前における建築に関する実務の経験は<u>建築士法</u>第四条第四項第四号及び<u>第十五条第四号</u>に規定する建築実務の経験とみなす。	附 則 （経過措置） 第二条 〔略〕 2 〔略〕 3 この法律の施行の際現に平成十八年旧建築士法第十四条第四号の規定による国土交通大臣の認定を受けている者は<u>新法</u>第四条第二項第五号及び<u>第十四条第三号</u>の規定による国土交通大臣の認定を受けた者と、この法律の施行の際現に平成十八年旧建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けている者は<u>新法</u>第四条第四項第三号及び<u>第十五条第二号</u>の規定による都道府県知事の認定を受けた者とみなす。 4 ～ 6 〔略〕 7 平成十八年改正法施行日前における二級建築士としての実務の経験は<u>新法</u>第四条第二項第四号に規定する実務の経験と、平成十八年改正法施行日前における建築に関する実務の経験は<u>新法</u>第四条第四項第四号及び<u>第十五条第三号</u>に規定する建築実務の経験とみなす。